

委 託 業 務 仕 様 書

平成28年 7月
(四日市市上下水道局 下水建設課)

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」(三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

また、試掘調査業務に当たっては「三重県公共工事共通仕様書」(三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
- 4 三重県業務委託共通仕様書に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム(テクリス)へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。

(土地への立入り等)

第3 現地調査に際し民地へ立ち入る場合は住民の許可を必ず得ること。また、業務を行う際、四日市市上下水道局が発行する調査員証を携帯すること。

(施工管理工程)

第4 受託者は、契約締結後7日以内に発注者が選定した監督職員と工程管理等の協議を行い、発注者が指定する様式の調書(以下「調書」という)に必要事項を記入後、発注者に提出するものとし、原則として毎月末委託案件の進捗状況等必要事項を整理して、翌月の3日までに発注者に提出するものとする。

ただし、発注者において必要がある場合は、随時発注者が調書の提出を請求できるものとし、この場合の提出期限は、発注者と受託者の協議とする。なお、提出方法は、持ち込みもしくはファックス(059-354-8303)にて可能とする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第5 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第6 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、以下の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

設 計 条 件 項 目 表

項 目	設 計 条 件
委 託 名	波木汚水2号幹線設計業務委託
工 期	契約の日から 令和 2 年 12 月 18 日まで
場 所	四日市市 波木南台一丁目ほか2町 地内
管 径 ・ 工 法 及 び 延 長	開削 工法 φ 150 mm 660 m
	工法 φ mm m
	合計 660 m
特 殊 構 造 物	特殊構造物有:耐震設計有 マンホール形式ポンプ場(2次製品)【うち1箇所】
報 告 書 作 成	有
設 計 協 議	第1回打合せ 中間打合せ 3 回 最終打合せ
施 工 法 等 の 比 較 検 討	無
耐 震 計 算 (応 答 変 位 法)	有
耐 震 設 計	レベル1及びレベル2地震動
設 計 条 件 補 正	無
地 盤 条 件 補 正	無
工 区 数 補 正	無
そ の 他 補 正	無

作 業 業 務 内 容 項 目 表

標準業務内容	業 務 内 容	作 業 項 目
管路施設実施設計 (基本設計)	<input type="checkbox"/> a) 分流式(雨水・汚水共) <input type="checkbox"/> b) 分流式(汚水のみ) <input type="checkbox"/> c) 分流式(雨水のみ) <input type="checkbox"/> d) 合流式	<input type="checkbox"/> 調査 (<input type="checkbox"/> 資料収集 <input type="checkbox"/> 現地踏査 <input type="checkbox"/> 地下埋設物調査 <input type="checkbox"/> 公私道調査) <input type="checkbox"/> 設計計画 <input type="checkbox"/> 流量断面計算 <input type="checkbox"/> 概略工法検討 <input type="checkbox"/> 図面作成 <input type="checkbox"/> 照査
管路施設実施設計 (新設・詳細設計)	<input checked="" type="checkbox"/> a) 開削工法(内径1,200mm未満) <input type="checkbox"/> b) 開削工法(内径1,200mm以上) <input type="checkbox"/> c) 開削工法(ボックスカルバート・開きよ) 【現場打ち】	<input checked="" type="checkbox"/> 調査 (<input checked="" type="checkbox"/> 資料収集 <input type="checkbox"/> 公図調査 <input checked="" type="checkbox"/> 現地踏査 <input checked="" type="checkbox"/> 現地作業) <input checked="" type="checkbox"/> 設計計画 <input checked="" type="checkbox"/> 各種計算 <input checked="" type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input checked="" type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input checked="" type="checkbox"/> 調査 <input checked="" type="checkbox"/> 条件設定 <input checked="" type="checkbox"/> 耐震計算 <input checked="" type="checkbox"/> 照査) <input checked="" type="checkbox"/> 設計図作成 <input checked="" type="checkbox"/> 数量計算 <input checked="" type="checkbox"/> 照査
	<input type="checkbox"/> d) 推進工法(刃口、小口径) <input type="checkbox"/> e) 推進工法(中大口径) <input type="checkbox"/> f) シールド工法(仕上り内径5,000mm以下)	<input type="checkbox"/> 調査 (<input type="checkbox"/> 資料収集 <input type="checkbox"/> 公図調査 <input type="checkbox"/> 現地踏査 <input type="checkbox"/> 現地作業) <input type="checkbox"/> 設計計画 <input type="checkbox"/> 各種計算 <input type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 条件設定 <input type="checkbox"/> 耐震計算 <input type="checkbox"/> 照査) <input type="checkbox"/> 設計図作成 <input type="checkbox"/> 数量計算 <input type="checkbox"/> 照査
	<input type="checkbox"/> g) 特殊マンホール (小規模で構造が容易な施設) <input type="checkbox"/> h) 特殊マンホール	<input type="checkbox"/> 構造計画 <input type="checkbox"/> 各種計算 <input type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 条件設定 <input type="checkbox"/> 耐震計算 <input type="checkbox"/> 照査) <input type="checkbox"/> 設計図作成 <input type="checkbox"/> 数量計算 <input type="checkbox"/> 照査
	<input checked="" type="checkbox"/> j) マンホール形式ポンプ場(2次製品) <input type="checkbox"/> k) マンホール形式ポンプ場(現場打ち)	<input checked="" type="checkbox"/> 設計計画 <input checked="" type="checkbox"/> 各種計算 <input checked="" type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input checked="" type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動【うち1箇所】) (<input checked="" type="checkbox"/> 調査 <input checked="" type="checkbox"/> 条件設定 <input checked="" type="checkbox"/> 耐震計算 <input checked="" type="checkbox"/> 照査) <input checked="" type="checkbox"/> 設計図作成 <input checked="" type="checkbox"/> 数量計算 <input checked="" type="checkbox"/> 照査
管路施設実施設計 (改築・詳細設計)	<input type="checkbox"/> a) 布設替え工法(開削・内径1,200mm未満) <input type="checkbox"/> b) 布設替え工法(開削・内径1,200mm以上)	<input type="checkbox"/> 調査 (<input type="checkbox"/> 資料収集 <input type="checkbox"/> 公図調査 <input type="checkbox"/> 地下埋設物調査 <input type="checkbox"/> 現地踏査 <input type="checkbox"/> 現地作業) <input type="checkbox"/> 設計計画 <input type="checkbox"/> 各種計算 <input type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 条件設定 <input type="checkbox"/> 耐震計算 <input type="checkbox"/> 照査) <input type="checkbox"/> 設計図作成 <input type="checkbox"/> 数量計算 <input type="checkbox"/> 照査
	<input type="checkbox"/> c) 管更生工法(内径800mm未満) <input type="checkbox"/> d) 管更生工法(内径800mm以上)	<input type="checkbox"/> 調査 (<input type="checkbox"/> 資料収集 <input type="checkbox"/> 既設管調査 <input type="checkbox"/> 現場環境調査) <input type="checkbox"/> 設計計画 <input type="checkbox"/> 各種計算 <input type="checkbox"/> 耐震設計 (<input type="checkbox"/> レベル1地震動 <input type="checkbox"/> レベル1及びレベル2地震動) (<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 条件設定 <input type="checkbox"/> 耐震計算 <input type="checkbox"/> 照査) <input type="checkbox"/> 設計図作成 <input type="checkbox"/> 数量計算 <input type="checkbox"/> 照査

標準業務内容	業務内容	作業項目
終末処理場実施設計 (改築・詳細設計)	<input checked="" type="checkbox"/> a) 土木設計 <input type="checkbox"/> b) 建築設計 <input type="checkbox"/> c) 機械設計 <input type="checkbox"/> d) 電気設計 <input type="checkbox"/> 流入きよ <input type="checkbox"/> 沈砂池・ポンプ室A(10m未満) <input type="checkbox"/> ポンプ室A(10m未満) <input type="checkbox"/> 沈砂池・ポンプ室B(10~20m未満) <input type="checkbox"/> ポンプ室B(10~20m未満) <input type="checkbox"/> 沈砂池・ポンプ室C(20~30m未満) <input type="checkbox"/> ポンプ室C(20~30m未満) <input type="checkbox"/> 沈砂池(10m未満) <input type="checkbox"/> 導水きよ <input checked="" type="checkbox"/> 汚水調整池 <input type="checkbox"/> プリエアレーションタンク <input type="checkbox"/> 最初沈殿池 <input type="checkbox"/> 反応タンク(標準活性汚泥法) <input type="checkbox"/> 反応タンク(回転生物接触法) <input type="checkbox"/> 反応タンク(酸素活性汚泥法) <input type="checkbox"/> 酸素発生装置 <input type="checkbox"/> 反応タンク(長時間曝気法) <input type="checkbox"/> 反応タンク(オキシデーションディッチ法A) (水深1.5m未満) <input type="checkbox"/> 反応タンク(オキシデーションディッチ法B) (水深1.5m以上) <input type="checkbox"/> 反応タンク(膜分離活性汚泥法) <input type="checkbox"/> 最終沈殿池 <input type="checkbox"/> 急速ろ過施設 <input type="checkbox"/> 塩素消毒施設 <input type="checkbox"/> 放流きよ <input type="checkbox"/> 吐口 <input type="checkbox"/> 汚泥濃縮(重力濃縮タンク) <input type="checkbox"/> 汚泥濃縮(機械式) <input type="checkbox"/> 汚泥洗浄タンク <input type="checkbox"/> 汚泥消化タンク <input type="checkbox"/> ガスブロー室・熱交換器室 <input type="checkbox"/> ボイラー室・温水ヒーター室 <input type="checkbox"/> 管理棟 <input type="checkbox"/> 自家発電機室 <input type="checkbox"/> 汚泥処理棟 <input type="checkbox"/> 処理水再利用施設 <input type="checkbox"/> 送風機室 <input type="checkbox"/> 汚泥焼却炉A(炉本体覆蓋無) <input type="checkbox"/> 汚泥焼却炉B(炉本体覆蓋有) <input type="checkbox"/> 汚泥コンポスト化施設 <input type="checkbox"/> 独立管廊 <input type="checkbox"/> 場内整備	<input checked="" type="checkbox"/> 現地調査 (<input type="checkbox"/> 標準 <input checked="" type="checkbox"/> 平易) <input checked="" type="checkbox"/> 設計計画 <input checked="" type="checkbox"/> 各種計算 (<input type="checkbox"/> 構造 <input checked="" type="checkbox"/> 機能) <input checked="" type="checkbox"/> 設計図作成 <input checked="" type="checkbox"/> 数量計算 <input checked="" type="checkbox"/> 照査 <input checked="" type="checkbox"/> 設計対象水量に係る補正 (4.18 千m ³ /日) <input type="checkbox"/> 排除方式に係る補正 <input type="checkbox"/> 杭基礎及び地盤に係る補正 <input type="checkbox"/> 構造分類に係る補正 <input type="checkbox"/> 増築に係る補正 <input type="checkbox"/> 合棟及び分棟に係る補正 <input type="checkbox"/> 覆蓋及び覆蓋以外の建屋に係る補正 <input type="checkbox"/> 脱臭に係る補正 <input type="checkbox"/> 汚泥消化タンク及び円形水槽に係る補正 <input type="checkbox"/> 2階層沈殿池に係る補正 <input type="checkbox"/> 雨水貯留沈殿池に係る補正 <input type="checkbox"/> 放流きよ及び吐口に係る補正 <input type="checkbox"/> 場内整備に係る補正 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易な処理場に係る補正 (<input checked="" type="checkbox"/> 周辺環境対策が不要なもの <input checked="" type="checkbox"/> 掘削深の浅いもの <input type="checkbox"/> 流入きよに機械、電気が必要ないもの <input type="checkbox"/> 沈砂池・ポンプ室がマンホールポンプのもの <input type="checkbox"/> 塩素消毒施設が固形塩素方式のもの <input type="checkbox"/> 処理水再利用施設がマイクロストレナ程度の簡単な設備のもの <input type="checkbox"/> 管理棟及び汚泥処理棟で、事務室・受変電室・中央操作室・水質試験室等の構造、意匠が簡単なもの) <input type="checkbox"/> 標準図を用いた処理場に係る補正 <input type="checkbox"/> 流入きよ・ポンプ室 <input type="checkbox"/> 流入きよの土木 <input type="checkbox"/> 流入きよの機械・電気 <input type="checkbox"/> ポンプ室の土木・建築 <input type="checkbox"/> ポンプ室の機械・電気 <input type="checkbox"/> オキシデーションディッチ・最終沈殿池 <input type="checkbox"/> オキシデーションディッチ法Bの各工種 <input type="checkbox"/> 最終沈殿池の土木 <input type="checkbox"/> 最終沈殿池の機械・電気 <input type="checkbox"/> 塩素消毒施設(各工種) <input type="checkbox"/> 汚泥濃縮貯留槽(各工種) <input type="checkbox"/> 管理棟(各工種)
	<input checked="" type="checkbox"/> 土木設計歩掛割合	<input checked="" type="checkbox"/> 躯体 <input type="checkbox"/> 内部防食・防水 <input type="checkbox"/> 手摺、蓋類等
	<input checked="" type="checkbox"/> 工種別度合率	<input type="checkbox"/> 改築レベル1 <input type="checkbox"/> 改築レベル2 <input checked="" type="checkbox"/> 改築レベル3

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 積算条件 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県県土整備部制定 令和元年11月制定版 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 <input checked="" type="checkbox"/> 令和2年4月1日制定(令和2年6月1日一部改訂) <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県業務委託共通仕様書【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和元年11月） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年7月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和元年7月） <input checked="" type="checkbox"/> 下水道設計指針（四日市市上下水道局下水建設課）【平成19年制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 下水道管渠施設耐震設計の手引き（四日市市上下水道局下水建設課）【平成26年制定】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書(工程表)を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書(工種、設計数量、実施数量等を記載)を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和元年7月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 報告書A4版 両面印刷 2部 <input checked="" type="checkbox"/> 図面 2部 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小図面(A3相当)2部 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体 2部 ） <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。 （ ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名： ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input checked="" type="checkbox"/> その他（測量業務委託受託者と十分に協議及び調整を行うこと）
カ 照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） <input checked="" type="checkbox"/> その他（業務計画書とともに照査計画書を作成し提出すること）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計協議は、第1回打合せ、中間打合せ3回、最終打合せとする。
ク 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ ）
ケ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 ・本委託業務は設計VE方式を採用する。
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものが確認できるよう出典日時も明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 当業務において試掘が必要と判断された場合は、受託者にて試掘を行うこと。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局 下水建設課
令和2年5月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
コ その他	<p><input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、対象者との面談による説明等は極力控えること。汚水枦設置申請書の回収業務については、郵便により行うことを標準とし、回収処理に必要な返信用封筒については、設計業務前に公図調査を実施し地権者リストの作成を行い、対象者数分作成し監督職員に提出すること。 また、回収した申請書の内容について現地での確認を行い、状況に応じ対象者に説明、助言を行うこと。対象者が郵送しない場合には、再通知等の回収のための努力を行うこと。 （参考 汚水枦設置申請書回収費：〇〇件（想定）、1日標準回収処理件数は20件とし、作業は技術員とする。）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 打合せや設計協議等の記録については受託者が作成し、発注者の確認を得ること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物調査については管理者より資料を収集し、現地にて位置確認の立会いを実施すること。また、汚水管布設に伴い支障物件の移転が発生する場合は、支障物件移設平面図を作成すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議の際は受託者も同席すること。なお説明資料および占用する際に必要な書類等については、監督員の指示に従い作成すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 流量計算に変更が生じた場合は、区画割施設平面図・流量表の見直しを行い、報告書に添付すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 図面に汚水枦のタイプ表を添付すること。また、舗装展開図及び舗装面積表を作成すること。</p>

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書【既設浄化槽貯留施設化】

この業務は波木南台団地の汚水処理のため現在設置されている既設浄化槽について、団地流域が公共下水道へ接続するのに伴い廃止となるその躯体施設を、汚水の一時貯留槽に転用するための詳細設計業務である。

公共下水道接続により下流の管路施設に対して流量負担の増加が懸念される状況であるため、これを軽減できるよう団地からの流入汚水についてその超過分を接続点上流で一時貯留するための施設計画を行う。

一時貯留した汚水については、ポンプ設備により排水を行う計画とする。

1. 施設規模

既設浄化槽躯体 A=844m²

2. 貸与資料

- ・既設浄化槽設計図面（CAD図なし）
- ・汚水の流量調査資料等

3. 土木設計

（1）現地調査

- ・浄化槽の設置状況、既設下水道との接続状況、場内施設の状況等を調査する。
- ・必要に応じて簡易な測量（距離、高さ等）、および槽内の軽微な調査（目視等）を実施する。

※槽内の寸法等については貸与資料による。

（2）設計計画

既存資料等から汚水流入量を算定し、主に以下の項目等について計画を行う。

貯留形式の概要は各槽の隔壁を開口により連結し、極力大きな貯留容量を確保できる形式とするほか、排水についても維持管理を考慮したインバート設置等を計画する。

- ・貯留、排水のフロー
- ・汚水流入部の形式
- ・槽内の貯留形式、排水形式、各槽の連結方法、開口形状、開口寸法、インバート形状等
- ・ゲート、バルブ等の付属設備
- ・槽内の改造、改修時に必要な仮設
- ・排水ポンプ設置の形式（ポンプピット）
- ・ポンプ排水に必要な配管

(3) 設計計算（水計算）

- ・貯留容量、排水量、貯留時間、排水時間等の計算を行う。

(4) 設計図作成

汚水流入渠、槽内の改造・改修、排水用配管等、工事発注に必要なすべての図面を作成する。

既設浄化槽図面のCADデータ化を行い、基図とすること。

(5) 数量計算

工事発注に必要なすべての数量計算を作成する。

(4) その他

- ・躯体施設の耐震化は検討しない。
- ・躯体施設の腐食等の状況は継続使用可能な前提とする。
- ・躯体施設の改造・改修に伴う耐力壁等の欠損については、著しい影響を及ぼさない計画とすることを前提に、耐力照査等の構造計算は原則として行わない。
- ・躯体施設の改造、改修が極力小規模なものとなるよう配慮して設計計画を行うこと。
- ・浄化槽内の機械・電気設備については撤去された状態での計画とする。
- ・貯留施設は非常時の使用を想定しているため、維持管理、清掃等に十分配慮した計画とすること。
- ・設計計画の内容を取りまとめた報告書資料の作成を含む。

4. 排水ポンプ設計

排水ポンプ設計については排水ポンプおよび制御盤等の設計とし、マンホール形式ポンプ場の使用する設備程度を想定している。

計画内容、提出図書等については、マンホール形式ポンプ場の例に準拠すること。

排水ポンプの選定については下流側の公共下水道管路施設の流下能力に対して過大なものとならないよう、配慮すること。

また設計にあたっては、施設課と十分調整すること。